第十四条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　三年以上研修歯科医の受入れがないとき。

三　協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。

第十九条の表第九条第三項の項中「第十三号から第十五号まで」を「第十二号から第十四号まで」に改める。

第二十条の表第五条第一項の項中「第十六号まで」を「第十五号まで」に改め、同表第五条第二項の項中「第十号から第十二号まで」を「第九号から第十一号まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。